

## 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ(案)【概要】

### 1. 大学の教育情報に関する現状等

- この10年間の段階的な取組を通じ、各大学による情報の公表が着実に進展。大学団体による支援も活発化しつつある。
- そうした基盤の上で、学術の中心である大学の特性や多様性を十分に踏まえながら、教育情報を、自らの活動の把握・分析に活用し、また、教育活動を国内外に分かりやすく公表することが課題。

### 2. 教育情報の公表・活用の促進方策

#### (1) 各大学の自主的・自律的な取組

- ・ 各大学が、自らの使命・教育活動の状況を分かりやすく示す工夫を促進
- ・ 国際競争力の強化のため、海外への積極的な情報発信

#### (2) 大学団体による支援

- ・ ガイドライン作成
- ・ 優れた大学改革の取組などの収集と発信

#### (3) 大学の負担の軽減

- ・ 学校基本調査等の基礎的な情報の共有・公表の仕組みを構築
- ・ 文部科学省の調査等について、項目の削減や調査頻度を見直し

#### (4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

→ データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築

#### 【趣旨】

- ・ 大学が、自らの教育活動を把握・分析するためのツール
- ・ 各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信
- ・ 各大学の調査などに関する事務負担の軽減

#### 【運営体制】

- ・ 大学や大学団体の参画により大学コミュニティとして自律的に運営

#### 【内容】

- ・ 我が国の大学の歴史的経緯や多様性を踏まえ、収集する情報や表示の方法を工夫
  - 小規模大学や地方大学を含む各大学の“特色”や“強み”を示す
  - 分野、地域、規模など様々な要素を考慮した表示

# 大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ（案）

1. 協力者会議の検討の目的	1
2. 大学の教育情報の公表・活用に関する経緯と現状	2
(1) 教育情報の公表等に関する制度改正の経緯と現状	2
(2) 教育情報の取扱いに関する負担の現状	5
(3) 諸外国の状況	6
3. 検討に当たっての基本的な考え方	7
4. 教育情報の公表・活用の促進方策	9
(1) 各大学の自主的・自律的な取組	9
(2) 大学団体による支援	11
(3) 大学の負担の軽減	12
(4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備	13

## 1. 協力者会議の検討の目的

### (検討の目的)

国内の急速な少子高齢化，国際化・情報化の進展など大学を取り巻く環境が大きく変化している中で，各大学では，教育の質の保証・向上と，社会への説明責任の観点から，教育情報の公表が着実に進展している。とりわけ，本年4月より，学校教育法施行規則第172条の2に規定された教育研究活動等の情報（教育情報）の公表が義務付けられたことを契機として，各大学や大学団体等において更なる展開も見られる。

そうした状況を踏まえ，大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議（以下「協力者会議」）では，今後の大学の教育情報の活用支援と公表の在り方について検討を行い，これまでの検討状況を「中間まとめ」として取りまとめた。

### (中央教育審議会大学分科会における審議)

中央教育審議会大学分科会では，大学改革に関し，

- 教育の質の保証・向上の推進方策，
- 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策，
- 大学の組織・経営基盤の強化，

の3つの観点から検討が行われている。その中でも，大学の機能別の分化が進展していく中で，各大学が自らの使命を明確化しながら，教育の質の向上に取り組むことが重視されており，その支援方策が課題となっている。

協力者会議では，そうした問題意識も念頭に置いて検討を行った。

## 2. 大学の教育情報の公表・活用に関する経緯と現状

### (1) 教育情報の公表等に関する制度改正の経緯と現状

(ア) 教育情報の公表は、過去10年程度の間、大学や大学団体等において着実に進展しているといえる。

平成10年の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」では、大学が、広く国民に対し、教育研究目標・計画などの情報を分かりやすく公表することを制度的に位置付けるよう提言された。そこで、平成11年には、大学設置基準に、教育研究活動について積極的に情報を提供することが規定された。

その後、大学の設置趣旨や特色、評価の結果、学生の卒業後の進路などを公表すべき情報として例示するなど、段階的な整備が進められた。

さらに、平成19年には、学校教育法が改正され、大学の教育研究活動の公表について規定されたことも踏まえ、大学分科会において、教育情報の公表が改めて議論され、平成22年に関連法令の改正について答申がなされた。

これを受け、学校教育法施行規則が改正され、本年4月から、全ての大学がこの規則に掲げられた情報を公表することとなった。

このような制度的な対応を受けて、各大学では、ウェブサイトや各種刊行物を通じた多様な取組が見られる。

#### (教育情報の公表方法の状況)

上記の学校教育法施行規則では、刊行物への掲載やインターネットの利用を通じて公表を進めることが規定されているものの、その詳細は定められていない。各大学では、ウェブサイトに各種の情報を掲載しており、その際、「情報公表」のページを開設し、そこにまとめて掲載していることも多い。

また、授業内容を積極的に公表する大学も多い。例えば、オープンキャンパスを通じて、実際に大学教育を経験できる機会を設けたり、いわゆる「オープンコースウェア」のように、インターネットを通じて授業内容を発信したりするなど様々な活動が行われている。

(イ) こうした各大学の取組に関し、国公立の設置形態ごとの大学団体では、それぞれの大学の機能強化や発展を図る方策の一環として、積極的に情報を公表していく重要性を示している。

**(国立大学協会)**

国立大学の機能強化の方策の一環として、厳格な自己評価と大学情報の積極的開示、ステークホルダーに対する説明責任を果たす観点から、大学情報の国内外への発信体制の整備、複数大学共同による海外での情報発信体制の構築、ステークホルダーの特性に応じた大学情報発信体制の充実を進めることを明らかにしている。（「国立大学の機能強化－国民への約束－【中間まとめ】」平成23年6月）

**(公立大学協会)**

公立大学のプレゼンスの向上のため、教育、研究、地域貢献等の活動について情報発信を積極的に進める必要性と、情報発信の作業を通じて公立大学の教育情報の戦略的活用を促進させる意義を明らかにしている。（平成21年度公立大学協会第1委員会報告）

**(日本私立大学団体連合会)**

私立大学の質保証の観点から、教育の質向上に向けた取組をはじめとする教育方針・内容の公表を通じて、その透明性の向上と説明責任を果たす必要性を述べるとともに、情報の公開が広く社会に自らの存在意義を証明するものであることを強調している。（「21世紀社会の持続的発展を支える私立大学－「教育立国」日本の再構築のために－」平成23年6月）

**(全国公立短期大学協会)**

地域に貢献する有為な人材の育成と地域の教育研究・文化を牽引する高等教育機関としての役割を果たすため、各校における教育情報の公開は自明のこととして、その取組がなされており、中央教育審議会の審議等を契機として、より適切な教育情報の提供と活用に向けて、各種研修会、情報交換などを通じた取組が進められている。（全国公立短期大学協会からの報告）

**(日本私立短期大学協会)**

大学団体の能力を活用して、短期大学に関する社会全般への有効な情報発信、教育政策立案のための情報集約など、短期大学に関する情報提供の充実を図ることの重要性を指摘している。（「短期大学教育の再構築を目指して－新時代の短期大学の役割と機能－」平成21年1月）

(ウ) 各大学は、ウェブサイト等を通じて教育情報を公表しているが、公表に当たっての考え方、公表の内容・方法などその状況は多様である。

そうした中で、複数の大学団体が、学校教育法施行規則で定められた情報公表の内容が概括的であることも踏まえ、大学のための参考指針を作成し、公表に当たっての留意点などを示している。

#### **(公立大学協会)**

各大学において情報公表が適切に行われるだけでなく、できるだけ分かりやすい公表となるよう工夫することや、公立大学間でなるべく共通のフォーマットで情報が参照できることが重要との認識から「教育情報公表ガイドライン」を策定している。(平成22年11月)

#### **(日本私立大学連盟)**

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針について、常に誰もがアクセスできるように整備することが重要との考えから、「大学の情報公表義務化と三つの方針」において、それらをどのように策定・公表すべきか提言している。(平成23年3月)

また、日本私立大学団体連合会と日本私立短期大学協会により、教育情報の公表に関する考え方や公開の方法を含めた指針が策定されている。(平成22年7月)

## (2) 教育情報の取扱いに関する負担の現状

(ア) 多くの大学で、本年4月の学校教育法施行規則の改正を契機として、ウェブサイトなどを通じた教育情報の公表の取組の一層の促進が見られる。そうした取組の準備として、学内の各部署で収集していた情報を、公表担当部署に集約するなどの作業がなされている。

そうした対応に加え、各方面から調査などへの対応が求められ、その場合に類似の情報が繰り返し問われることも多いため、これが大学の事務負担となっていると指摘されている。

### (大学に対する情報提供依頼の状況(例))

広島市立大学において、外部から提供を求められる調査の現状について調べたところ、定期的実施されるものだけで、152件あると報告されている。

#### 【調査主体別の内訳】

・ 出版社・進学情報事業者	64件
・ 官公庁	53件
・ 大学団体等	15件
・ マスコミ	12件
・ 予備校	8件

(イ) このほか、認証評価では、評価機関が、評価の実施に当たり、大学の基礎的な情報を収集しており、これらの情報には、各種の調査と共通する項目も含まれている。

### (3) 諸外国の状況

諸外国では、教育研究活動の状況の公表や、質の向上を目的としたデータベースやウェブサイトを通じた情報発信が近年急速に進んでいる。

ただし、こうした事業は、大学制度やこれまでの経緯など、各国の諸事情を背景として実施されており、今後、我が国において同様のものを検討する際には、そうしたことへの十分な考慮が必要である。

#### (米国の例)

全米の高等教育機関を対象とする包括的なデータベース（IPEDS）が整備されているのに加えて、2007年から、州立大学を中心に、カレッジ・ポートレート（College Portrait）が運用されている。

カレッジ・ポートレートの目的としては、高校生が大学選択をしやすいすること、透明性があり比較可能で理解しやすい形で情報を公表すること、公共への説明責任を果たすこと、効果的な教育実践を把握し、一層の向上のために成果を測定し公表することなどである。

#### (英国の例)

高等教育統計局が、大学統計を収集・整理し、公表しているのに加えて、2007年から、大学への公財政配分団体（HEFCE, Higher Education Funding Council for England）と大学入学手続を担う団体（UCAS, Universities and Colleges Admission Service）が、Unistatsというウェブサイトを運用している。

Unistatsは、各大学が提供する教育コースごとに、学生の入学時の情報や、満足度、学位取得と進級の状況、卒業後の就職状況などの情報を発信している。

#### (欧州の例)

学生や産業界への情報提供の観点から、各大学の活動を可視化する手法の開発が求められており、2005年から「欧州高等教育分類」の検討が進展している。

また、各大学の学生の構成や、どのような活動に重点を置いているかレーダーチャート等の形式で表示し、大学間の比較を可能にするU-Mapのプロジェクトが進んでいる。

#### (韓国の例)

2008年から各大学に対して情報の公表が義務付けられ、韓国大学教育協議会（KCUE）が情報公示ウェブサイトを運用している。これは、学生・保護者・企業等に対し、大学の情報を積極的に提供することを目的としている。

### 3. 検討に当たっての基本的な考え方

#### (検討の方向性)

教育情報の公表の目的や公表すべき情報の範囲については、既に、中央教育審議会大学分科会において考え方が取りまとめられ、必要な制度改正が行われている。協力者会議では、その内容と範囲を前提とし、教育情報の公表を通じ、各大学の使命やどのような教育を行っているか分かりやすく示す方法を検討することとした。

その際、教育情報については、各大学が自主的・自律的にその公表・活用に取り組むことが基本とされるべきである。その上で、各大学の取組を支援し、あるいは補完するための大学団体の活動が重要であり、さらに、大学団体の自主的な連携を通じて、教育情報の公表・活用のための共通の基盤の整備を進めることが求められる。

#### (検討に際しての留意点)

大学は、学術の中心として、人材養成、文化の継承と発展、地域の社会・産業への貢献など、国内外の様々なニーズや分野の特性等に応じた活動を展開している。大学の教育情報の活用や公表について検討する際には、そうした大学の特性や多様性を踏まえながら、以下のようなことに留意することが求められる。

- (ア) 学校基本調査で収集されるような大学の基礎的な情報は、一般的に大学に関心を有する者から高等教育の研究者まで、幅広い関係者にとって必要とされる情報であるとともに、その範囲や収集方法も明確であり、各大学の合意を経て公表を進め、共有していくことができると考えられること。
- (イ) 公的な教育機関である大学に関心を有する者には、在学者や入学希望者、卒業生、その保護者、高等学校関係者、企業関係者、さらには海外の入学希望者や大学関係者など、幅広いことが想定され、そうした者のことを踏まえて、教育情報の公表の在り方を検討すべきであること。その場合、情報の公表に関する内容や方法も、短期大学、大学（学士課程）、大学院などの学位の段階や、学問分野によって異なること。
- (ウ) 大学内で、教育研究や経営の方向性を検討するために用いる情報と、学外の多様な関係者の理解を目的として公表する情報について、分けて検討すべきこと。
- (エ) 大学の規模によっては、教育情報の公表などの事務を担う体制を十分整備することが困難な場合があるため、その事務負担について検討する必要があること。

ること。

協力者会議では、こうしたことを踏まえて、大学の情報の公表・活用を一層促進させるため、各大学の自主的・自律的な取組をどのように支援していくか、また、どのような配慮が必要かという観点を重視して検討を行った。

#### (大学改革の進展への対応)

これまでの中央教育審議会の諸答申で、大学教育の質の改善・充実の必要性が指摘されてきた。

#### (近年の中央教育審議会の答申)

中央教育審議会の答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年）は、教育の質保証をはじめとする高等教育のあるべき姿や方向性の全体像を示している。

これを受けて、大学院教育では、「新時代の大学院教育」（平成17年）と「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年）が、教育の実質化に関する具体的な方向性を提起している。

学士課程では、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年）が、学位授与・教育課程編成・入学者受入れの三つの方針の確立を提起している。

多くの大学では、こうした提起も踏まえつつ様々な改革に着手し、既に多くの成果を上げているものの、今後、質の高い大学教育を実施するという観点から、大学関係者による共通理解の形成と一層の努力が期待される。

このような大学改革の定着と更なる進展に対応しながら、教育情報の活用や公表に関する検討が進んでいくことが求められる。

## 4. 教育情報の公表・活用の促進方策

### (1) 各大学の自主的・自律的な取組

#### (各大学による情報発信の工夫)

(ア) 教育情報の公表・活用は、各大学が自主的・自律的に取り組むことを基本的な考え方とすべきである。

各大学には、学生・社会の多様なニーズに応えつつ、教育の質を保証・向上させていくため、それぞれの人材養成目的等を明確化し、その実現にふさわしい教育課程、学生支援、学内の各種の組織、学修環境を整備することが課題となっている。

その上で、学校教育法施行規則の規定に掲げられた情報の公表を着実に行うとともに、修得すべき知識・能力や、その達成に向けた教育活動における特色や強みを社会に分かりやすく示すための一層の努力と工夫が求められる。

(イ) 教育情報の公表に当たっては、情報を受け取る者のことを想定し、その受け手が必要とする情報が分かりやすく公表されているかどうかも重要である。

例えば、高校生の視点からは、大学でどのような教育が行われ、どのような経験ができるのか、また、大学の特色や強みが具体的な根拠とともに示されていることが望まれると指摘されている。また、企業からは、成績評価に関する厳格な基準が整備され、それが明らかにされることが望まれるとも指摘されている。

(ウ) また、授業内容そのものを積極的に発信することも重要になると考えられる。先に述べたオープンキャンパスなどを通じて大学教育を経験できる機会や、インターネットを活用して授業内容を発信する取組が多く見られるが、現時点では、その時期や対象となる授業が限られている場合もあり、今後、一層の積極的な活動が進むことが期待される。

#### (国際的な情報発信)

国際的な大学間の連携や、学生・教員の国際的な流動性の高まりなど大学教育のグローバル化が進展する中で、我が国の大学の状況が、海外に十分発信されていないと指摘されている。

国際的な教育研究活動や学生交流に特色を発揮する大学については、国際的な視点で評価を受けながら教育を改善し、その国際競争力を向上させていく観点か

ら、海外に積極的に情報発信することが求められる。その際、個々の大学による取組だけでなく、複数の大学が連携して行うことも想定される。

あわせて、各大学による国際的な活動が円滑に進むようにするために、我が国の大学制度やその質保証の仕組みをはじめとする情報が十分に発信されることも重要である。

#### (国際的な情報発信の工夫の例)

中央教育審議会大学分科会では、諸外国との組織的・継続的な教育連携の促進や大学教育の国際競争力の向上のため「国際的な情報発信の観点から想定される情報の例」を公表している。

例えば、教育活動の内容等に着目して、計画的な履修方針に基づいた授業科目とその体系（ナンバリング）に関する情報や、学生の経済的負担に関する情報（例えば、授業料や生活費のほか、経済的支援の枠組み）など、日本への留学希望者や、海外の大学や企業の関係者に分かりやすい方法で発信する工夫が挙げられている。

#### (学生の学修状況に関する情報)

教育の質の向上を図っていく上で、学生の学修状況に関する情報を収集・分析することも重要である。例えば、学生の教育課程の履修状況や学修時間、学修に関する満足度などが考えられる。

こうした取組は、既にいくつかの大学で実施されており、また、複数の大学が連携して学生へのアンケート調査を実施し、その分析を行う例も見られる。これらの先行的な取組とも連携し、あるいは参考にしつつ、学生の学修状況の情報の収集・分析に関し、取組が進んでいくことが求められる。

## (2) 大学団体による支援

### (大学団体による指針の作成)

先に述べたとおり，大学団体により，情報公表に関する参考指針を作成する取組が見られる。そうした活動を通じて，教育情報の定義や収集・分析すべき教育情報の内容等に関し，大学関係者の理解が深まり，より分かりやすい情報の公表につながっていくことが期待される。これは，各大学の自己点検・評価の充実や，教育情報を第三者に提供する際の大学の負担の軽減にも資すると考えられる。

各大学団体に参加・加盟している大学の状況は様々であり，大学団体の判断において，こうした各大学への情報提供が進むことが期待される。

### (大学団体による教育情報の収集・発信)

個々の大学の教育情報の公表に加えて，大学団体が，その専門的な知見を生かして，教育情報を収集・分析し，各大学の特色ある活動を発信することにより，多くの大学が，そうした情報を参考にし，それぞれの大学の特色に基づいて活用していくことで，教育の質の保証・向上を一層促すことが期待される。

### (優れた大学改革事例の提供)

例えば，これまでの国公私立大学を通じた教育改革支援施策（G P 事業やCOE事業等）など，優れた教育に関する事例を収集・整理し，その成果を幅広く提供していくことが考えられる。

また，認証評価では，各大学の活動の状況が幅広く公表されており，その中には，優れた取組や課題に関する情報や，評価団体の専門性を生かした有益な指摘なども含まれている。こうした情報を取りまとめて発信していくことも有益と考えられる。

### (人材育成への支援)

各大学で，教育情報の公表を進めるとともに，教育の質の向上や大学運営の改善を進めるためには，専門性の高い教職員の確保とその能力向上が重要である。

これまでも，FD（ファカルティ・ディベロップメント）やSD（スタッフ・ディベロップメント）を通じた教職員の職能開発については，大学ごとの取組に加えて，大学コンソーシアムや共同利用拠点による活動，さらに，大学団体や評価団体によるものなど様々な展開が見られる。そうした一環として，大学団体等

により、各大学に関する情報を分析・活用する方法の研究や、そのための人材育成を支援していくことが期待される。

### (3) 大学の負担の軽減

上記で述べたとおり、大学において、専門性の高い教職員により、教育情報の活用・公表に積極的に取り組むことが期待される。一方で、大学には、教育情報に関し、ウェブサイト等での公表や各種調査への対応、外部評価のための準備などが求められており、特に小規模な大学において、そのための事務体制を十分に整備することが困難な場合もあることから、大学の負担を軽減することが重要な課題となっている。

このため、学校基本調査などの統計調査の際に、各大学が作成・収集する情報を、各大学の合意を経て公表を進めることにより、各種の調査での項目の重複を排除するとともに、定義の統一などを進めることが適当である。

また、大学の基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、広く一般に公表することにより、外部から大学への調査の負担を減らすことが必要である。

#### (学校基本調査の際に入力・作成する情報の活用)

学校基本調査は、統計法に基づく基幹統計として、大学の基礎的な情報を収集する基盤的な調査の一つであり、現在、多くの大学ではオンラインシステムによる入力・報告を行っている。

各大学には、文部科学省に報告した情報のバックアップのためのデータファイルが残るため、大学の判断により、これを活用して、データベースに情報を登録し、公表することで、情報の収集や登録の負担を軽減することが見込まれる。

#### (国が行う調査の見直し)

(4)で述べるデータベースの構築・公表に際し、文部科学省などが例年実施する各種の調査について、データベースにより公表される項目や時代の進展によって不要になった項目を廃止するとともに、調査頻度を見直すなど、具体的な大学の負担軽減を図ることが必要である。

認証評価においても、大学の基礎的な情報を公表する共通的な仕組みを活用することで、評価の際の情報の収集などに関する大学の負担を軽減することにつながるものと考えられる。その際には、認証評価機関が連携して、認証評価の際に収集する情報を一定程度共通化することも課題となると思われる。

#### (4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

##### (教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みの構築)

教育情報の活用と公表を進める観点から、課題と方向性を改めて整理すると、

- 各大学の使命とそれに基づく教育研究活動の状況を分かりやすく示し、教育の質の向上に資する教育情報の分析を促進すること、
- 大学進学希望者、自治体、産業界など、国内外の大学教育に関係・関心を有する者に分かりやすく情報を提供すること、
- 大学への各種調査などの負担を軽減すること、

が必要である。

こうした考え方にに基づき、大学が、公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすため、その支援方策として、データベースなどを用いて教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築することが求められる。

##### (検討の方向性)

このような教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みは、大学や大学団体の共通の情報発信の基盤として整備されるとともに、その運営は、情報の収集・共有に関する透明性が十分確保される観点から、大学や大学団体の参画により、いわば大学コミュニティによる自主的・自律的なものとしてなされるべきである。

こうした仕組みの検討に当たっては、諸外国の事例も参照しつつも、我が国の大学の歴史的経緯や多様性の現状を踏まえることが求められ、また、我が国の大学や大学団体による研究と活動の蓄積も十分に生かし、厳しい行財政状況の中で、可能な限り早期かつ効率的・効果的に整備していくことが期待される。

また、以下のようなことに留意しながら、更に実務的な検討を深めることが求められる。

(ア) 収集する教育情報の範囲について：学校教育法施行規則で定められた教育情報や学校基本調査で用いられるような基礎的な情報とともに、例えば、規模の小さな大学や地方の大学などが、地域に根ざした特色ある教育を行い、その地域の人材に対するニーズに応じていたり、少人数によるきめ細かな指導や手厚い学生支援・就職支援を通じて学生の就業力の向上に成果を上げている事例など、大学の強みや特色を表わす情報（G P 事業等の国公私立大学を通じた教育改革の優れた取組を含む）。

(イ) 情報の収集の方法について：各大学で、学校基本調査のために作成されるデータファイルを活用するなど、大学の負担の少ない方法によること。その

ほか、各大学の強みや特色を表わすデータを活用すること。

- (ウ) 情報の表示の方法について：画一的なランキングを助長するものにならないように、各大学の多様な歴史的経緯や背景に配慮しながら、その強みや特色が具体的な根拠をもって示されるようにすること。その上で、学部・研究科などの分野、地域、規模などに着目して、一定の範囲で比較可能なものとする。また、高校生など大学進学希望者の視点を重視し、そうした者の求める情報がどのようなものか適切に把握しながら検討すること。国際的な教育研究活動や学生交流に特色を発揮する大学の情報について、海外への情報発信に活用できるものとする。

こうしたデータベース等の構築に当たっては、高等学校関係者や企業関係者等の意見も適切に反映されるようにするとともに、幅広い関係者のニーズを踏まえながら段階的に整備し、かつ柔軟に改善することが適当である。

#### (関連する課題)

- (ア) 大学の全体像は、統計やデータだけで分かるわけではない。実際に大学のキャンパスを訪ねると、教育活動や学生の状況、ハード・ソフト両面での学修環境など、その大学の多様な活動を知ることができる。多くの者が、大学を訪問して、現状を知るとは、大学が社会に開かれた存在となるために有益であり、大学も、その教育活動の取組を多くの者に直接に見てもらえるよう努めることが肝要である。

また、大学が開かれた存在として、それぞれの大学においてどのような教育を受けられるか積極的に情報発信することにより、学生が魅力あるカリキュラムを自ら構成し、複数の大学で学修するなど、学生の流動性の向上を通じた教育の質の向上も期待される。

- (イ) 大学に対する社会的な関心の高まりにより、マスコミなどでも大学の教育情報を収集・分析・公表する機会が増えている。その際にも、画一的なランキングではなく、多様な大学の特色が分かるようにするとともに、大学の負担軽減への配慮を強く求めたい。なお、上記のデータベースの整備など、大学による情報公表が進展することで、マスコミなどへの個別対応が減少し、ひいては大学の負担軽減につながると考えられる。

以上が、協力者会議におけるこれまでの議論の状況である。大学関係者をはじめ関係諸機関において、これらを踏まえつつ、教育情報の活用・公表を促進する方策について一層の検討が進んで行くことを期待したい。協力者会議としても、その状況を把握・検証していくこととしたい。



# 参考資料

1	設置要綱	18
2	委員名簿	19
3	審議経過	20

## 参考資料 1 教育情報の公表等に関する経緯

(1)	教育情報の公表に関する経緯	21
(2)	教育情報の公表の項目	21
(3)	文部科学大臣政務官通知（平成22年6月16日付）	22

## 参考資料 2 各大学等における教育情報公表の取組

## 参考資料 3 我が国の大学情報に関するデータベースの例

## 参考資料 4 諸外国の事例

(1)	アメリカ	34
(2)	イギリス	39
(3)	韓国	44

## 参考資料 5 教育内容の公表に関する取組例

## 参考資料 6 定期的実施される調査の状況（広島市立大学の例）

## 参考資料 7 教育情報の公表に関する認証評価の取組



平成23年5月26日  
文 部 科 学 省  
高等教育局長決定

## 大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議 の設置について

### 1. 目的

各大学が使命（ミッション）を明確化していく中で、それぞれの有する教育情報を適切に把握・分析し、その教育の質の向上に活用していくことが課題となっている。

また、学校教育法施行規則の改正により、平成23年度から、大学が公表すべき教育情報が法令上明確となっており、各大学では、それぞれが重視する役割・機能や教育研究活動等の情報を、社会に分かりやすく発信することが課題となっている。

こうした教育情報の活用と公表に関しては、既に、各大学や大学団体において様々な工夫がなされているところであり、そうした状況を踏まえつつ、また、国際的な動向にも留意しながら、今後の教育情報の活用支援と発信の在り方について検討を行う。

### 2. 調査審議事項

- ・ 教育情報の活用や公表に関する国内外の状況と課題
- ・ 我が国における教育情報の活用と公表の促進の方策

### 3. 会議の構成

- ・ 会議は、委員及び特別委員により構成し、別紙のとおりとする。
- ・ 特別委員は、大学団体からの推薦によるものとし、必要に応じて代理者の出席を可能とする。
- ・ なお、必要に応じて、別紙以外の者を追加することができるものとする。

### 4. 委嘱期間

- ・ 本会議の任期は、設置の日から平成24年3月31日までとする。

### 5. その他

- ・ この会議に関する庶務は、高等教育局高等教育企画課が処理する。
- ・ その他の会議の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

## 大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議

### 【委員】

- 井上 洋 (日本経済団体連合会社会広報本部長)
- 岡本 和夫 (独立行政法人大学評価・学位授与機構理事)
- 金子 元久 (独立行政法人国立大学財務・経営センター教授 研究部長)
- ◎鈴木 典比古 (国際基督教大学長、大学基準協会副会長)
- 関根 秀和 (大阪女学院短期大学理事長・学長、短期大学基準協会副理事長)
- 高倉 翔 (日本高等教育評価機構副理事長)
- 中西 茂 (読売新聞北海道支社論説委員兼編集委員)
- 早田 幸政 (大阪大学大学教育実践センター教授)
- 福原 美三 (明治大学研究・知財戦略機構)
- 宗像 敏夫 (都立砂川高等学校長、全国高等学校長協会大学入試対策委員会委員長)
- 渡辺 善子 (日本アイ・ピー・エム株式会社常勤監査役) 特任教授)
- 水上 貴央 (弁護士)

### 【特別委員】

- 浅田 尚紀 (広島市立大学長)
- 圓月 勝博 (同志社大学文学部教授)
- 小田 一幸 (東京造形大学理事長)
- 佐久間勝彦 (千葉経済大学短期大学部理事長・学長)
- 村上 哲也 (大月短期大学長)
- 山田 信博 (筑波大学長)

◎座長、○副座長

(18名)

# 審 議 経 過

## ◆大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議

平成23年 6月17日（金） 第1回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「米国における大学の情報公表」

（同志社大学社会学部教授 山田礼子氏）

「高等教育機関におけるオープンエデュケーションの内外動向」

（福原委員）

（2）その他

平成23年 6月27日（月） 第2回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「広島市立大学における教育情報公表の取り組み」

（浅田委員）

「筑波大学における教育情報の公表」

（山田委員）

（2）その他

平成23年 7月 6日（水） 第3回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

【意見発表】

「韓国における大学の情報公表」

（大学評価・学位授与機構特別研究員 金性希氏）

（2）その他

平成23年 7月21日（木） 第4回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

（2）その他

平成23年 8月 5日（金） 第5回

議題：（1）大学における教育情報の活用支援と公表の促進について

（2）その他

## 参考資料 1

### (1) 教育情報の公表に関する経緯

- 平成11年、大学設置基準に「情報の積極的な提供」を規定。あわせて、自己点検・評価の公表義務を規定。  
第2条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。
- 平成16年、学校教育法の改正で、自己点検評価の公表を法律レベルで規定。  
第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 平成17年、文部科学省の通知で、公表が求められる情報の項目を例示。  
「例えば、当該大学の設置の趣旨や特色、開設科目のシラバス等の教育内容・方法、教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報、当該大学に係る各種の評価結果等に関する情報並びに学生の卒業後の進路や受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報等の一層積極的な提供を行っていただきますようお願いいたします。」
- 平成19年、大学院設置基準に、人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定。  
(平成20年、大学設置基準でも同様の内容を規定)  
第2条の2 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。  
第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。  
2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 平成19年、学校教育法の改正で、「教育研究活動の状況の公表」を法律レベルで規定。  
第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。
- 平成23年、学校教育法の施行規則を改正し、各大学が公表すべき教育情報を明確化。

### (2) 教育情報の公表の項目

すべての大学を対象とする教育情報 (学校教育法施行規則を改正)	グローバルな発信の観点から発信が期待される項目例 (大学分科会が作成)
<p><b>1. すべての大学で公表すべき事項</b></p> <p>(1) 教育研究上の目的(学部・学科・課程等ごと)</p> <p>(2) 教育研究上の基本組織(学部、学科、課程等の名称)</p> <p>(3) 教員組織、教員数(男女別・職別)、教員の保有学位・業績</p> <p>(4) 入学受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業生数、卒業後の進路(進学者数、就職者数、主な就職分野等)</p> <p>(5) 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画</p> <p>(6) 学修成果の評価の基準、卒業認定の基準</p> <p>(7) 校地、校舎等の施設・設備その他の教育研究環境 (キャンパス概要、運動施設の概要、課外活動の状況とそのため の施設、休息を行う環境、主な交通手段等)</p> <p>(8) 授業料、入学金その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮等の費用、施設 利用料等</p> <p>(9) 学生の学修、進路選択、心身の健康等の支援(留学生支援や障害者 支援等の様々な学生支援を含む)</p> <p><b>2. 公表に努めるべき事項</b></p> <p>○ 教育課程を通じて修得が期待される知識・能力体系(どのようなカリ キュラムに基づき、どのような知識能力を身に付けるか)</p>	<p>○外国人教員数、研究成果の生産性や水準(論文数・論文被引用数等)</p> <p>○教員当たり学生数(フルタイムとパートタイム教員)</p> <p>○各授業の平均学生在籍数</p> <p>○学生の卒業率、学位授与件数</p> <p>○ナンパリングとシラバス(学内で共通化)</p> <p>○インターンシップの機会</p> <p>○英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況</p> <p>○学生交流や単位互換、ダブル・ディグリー等の実績</p> <p>○単位認定、学位認定、成績評価の基準(大学としての統一方針)</p> <p>○留学生への支援の状況(留学生の学位取得状況、卒業後の就職状況)</p> <p>○明確な方針に基づく教育課程とその水準</p> <p>・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程</p>

### (3) 文部科学大臣政務官通知（平成22年6月16日付）

文部科学大臣政務官  
高井 美穂

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

#### 記

#### 第一 学校教育法施行規則の改正の概要と留意点

(1) 大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

① 大学の教育研究上の目的に関する事。（第1号関係）

これは、大学設置基準第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

② 教育研究上の基本組織に関する事。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容を確認できるという点に留意すること。

④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

- ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)  
 これらは，大学設置基準第25条の2第1項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については，シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。
- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。(第6号関係)  
 これらは，大学設置基準第25条の2第2項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，必修科目，選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし，取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)  
 その際，学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか，運動施設の概要，課外活動の状況及びそのために用いる施設，休息を行う環境その他の学習環境，主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)  
 その際，寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用，教材購入費，施設利用料などの費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)  
 その際，留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

- (2) 大学は，教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際，大学の教育力の向上の観点から，学生がどのようなカリキュラムに基づき，何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)
- (3) (1)による教育情報の公表は，そのための適切な体制を整えた上で，刊行物への掲載，インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)
- (4) 大学の教育情報の公表に関する規定について，高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

## 第二 大学設置基準，高等専門学校設置基準，大学院設置基準及び短期大学設置基準の改正の概要

教育情報の公表に関する規定が学校教育法施行規則上整備されることに伴い，情報の積極的な提供に関する大学設置基準の規定の削除など，所要の整理を行うこと。

## 第三 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正の概要

大学の総合的な状況に係る認証評価の大学評価基準に，教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関することが含まれるものとする。その際，上記第一の改正を踏まえ，大学評価基準が学校教育法施行規則に適合することとする。(第1条第1項第1号及び同条第2項関係)

## 第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

## 参考資料2 各大学等における教育情報公表の取組

### 1. 大学団体における教育情報の公表促進に関する取組①

公立大学協会では、各公立大学の情報公表のホームページの一覧を参照できるページを設けている。  
また、わかりやすい公表の工夫、共通のフォーマットで情報が参照できることが重要であることから、公立大学の「教育情報公表ガイドライン」を策定。

○公立大学協会HP上の各大学の教育情報ページへのリンク集

トップ > 教育情報の公表

教育情報の公表ページへのリンク

北海道・東北地区(14大学)

大学名	設立年	設置者	リンク
札幌医科大学	1950	北海道公立大学法人(北海道)	○
釧路公立大学	1988	釧路公立大学事務組合	○
公立はこだて未来大学	2000	公立大学法人公立はこだて未来大学(函館圏公立大学広域連合)	○
名寄市立大学	2008	名寄市	○
札幌市立大学	2006	公立大学法人札幌市立大学(札幌市)	○
青森県立保健大学	1999	公立大学法人青森県立保健大学(青森県)	○
青森公立大学	1993	公立大学法人青森公立大学(青森市)	○
岩手県立大学	1998	公立大学法人岩手県立大学(岩手県)	○
宮城大学	1997	公立大学法人宮城大学(宮城県)	○
秋田県立大学	1999	公立大学法人秋田県立大学(秋田県)	○
国際教養大学	2004	公立大学法人国際教養大学(秋田県)	○
山形県立保健医療大学	2000	公立大学法人山形県立保健医療大学(山形県)	○
⋮	⋮	⋮	⋮

#### 教育情報公表ガイドラインの概要

##### 1 公表方法について

・各種刊行物によるほか、インターネットのウェブサイト上での公表を原則とする。  
・インターネットでの公表に関する留意点。  
① 各大学のウェブサイトにて教育情報の公表を行うページを作成し、トップページから容易にアクセスできる位置に置く。  
② 法令で公表が義務付けられている項目がもれなく公表されていることが一目でわかるように、項目表示を行う。

##### 2 法令において公表が義務化された項目の内容について

法令で公表が義務付けられた9つの項目について、項目の詳細、公表方法の例示、留意事項などを参照基準として示している。

##### 3 法令において積極的に公表することとされる情報

学生が修得すべき知識・能力に関する情報の公表について、公表の考え方、留意事項などを参照基準として示している。

##### 4 公立大学として積極的に公表していく情報

教育・研究成果や地域貢献の事例をはじめ、公立大学が地域の知的拠点としてどのようなことに取組み、成果を上げているかについて公表するための項目等を例示している。  
例: 特色ある取組、設置認可・届出の申請書、自己点検・評価や認証評価の結果概要

### 1. 大学団体における教育情報の公表促進に関する取組②

日本私立大学連盟では、教育情報の公表に関し、加盟大学の参考として「大学の情報公表義務化と三つの方針」をとりまとめ、公表している。  
特に、「学士課程答申」で示された3つの方針について、どのように策定・公表すべきかを提言している。

#### ○ 日本私立大学連盟教育研究委員会「大学の情報公表義務化と三つの方針」の概要

##### 【入学者に関する受け入れ方針】

- ①「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」を受けて策定・公表  
→ 2つの方針を実行可能なものにするために、どのような入学者を求め、入学者に何を要求するかを示す。
- ②学部・学科・課程ごとに策定・公表  
→ 学部・学科・課程ごとに教育目標や内容が異なるため、それぞれごとに示す。
- ③学部、学科、課程ごとの学力基準の公表  
→ 高等学校で履修すべき科目や取得が望ましい資格等を列挙するなど、具体的に示す。
- ④入学試験の形態に応じた学力基準の公表  
→ 推薦入試やAO入試においても、どのような方法で学力を確認し、どの程度の学力を要求するのかを示す。

##### 【授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画】

- ①「学位授与の方針」を受けて策定・公表
- ②学部・学科・課程ごとに策定・公表
- ③体系性と順次性が明確な教育課程の策定・公表  
→ 卒業時に修得されるべき能力と科目の関係、学年ごとの能力形成、授業科目間の関係性などを示す。
- ④教養教育の適切な位置づけ
- ⑤キャリア教育の適切な位置づけ
- ⑥シラバス(授業計画書)の整備  
→ 成績評価基準、教室外学習の指示、授業方法、期待される効果などを示す。
- ⑦FDと連動してPDCAサイクルを回すことのできる自己点検・評価体制の確立  
→ 個々の授業に関する点検評価、カリキュラムの組織的な点検評価を行う。

##### 【学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準】

- ①大学教育の根幹として、学部・学科・課程単位で策定・公表する「学位授与の方針」  
→ 卒業時に学生が修得している学力をできるだけ具体的に記述する。
- ②グローバルな視野に基づいた「学位授与の方針」の策定・公表  
→ グローバル・スタンダードを意識しつつ、各大学の個性や、学生の状況を勘案しながら策定する。
- ③観点別教育目標の3領域による組み立てと、その記述・公表  
→ 「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」に分けて記述する。  
単に卒業要件単位の科目群による分類ではなく、その根拠を説明する。
- ④学修成果の評価  
→ 成績評価基準に関する教員間の合意の必要性。

## 2. 公表方法について

- 省令では、教育情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用などの方法によることとしている。
- 各大学は、ウェブサイトに教育情報公表のページを開設し、トップページあるいは法人情報からリンクさせたり、教育情報公表のページは設けず各項目ごとに情報を示したり、教育情報をとりまとめた資料を掲載するなどの取組がされている。

- 公立大学協会のガイドラインでは、トップページから容易にアクセスできる位置に置くこととしており、それに当たる取組としては、以下のような例がみられる。

(トップページ)

### 教育情報の公表

大学の教育情報の一層の公表を促進することを目的として平成22年6月に学校教育法施行規則が改正され、平成23年4月1日から施行することとなりました。このことに伴い、本学においても改正後の学校教育法施行規則に対応した教育情報を以下のとおり積極的に公表します。

#### ■ 教育情報の公表(法定事項)

(平成22年5月1日現在)

大学の教育研究上の目的

教育研究上の基本組織

教員情報

入学・卒業後の進路の状況

授業に関すること

学修の成果・卒業認定基準等

教育研究環境

授業料・入学科その他の費用

学生支援

#### ■ 教育情報の公表(任意事項)

(平成22年5月1日現在)

[教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識および能力](#)

## 3. 公表の事例

### (1) 学生数等に関する公表事例①

- 省令・通知では、入学者の数、卒業又は修了した者の数を公表することとしている。
- 各大学では、入学者の数について、学部ごとの入学者を示す場合や、男女別・入学者選抜の形式別の入学者を示す場合がある

- 公立大学協会のガイドラインでは、入学者数に関し、「受験者数」、「合格者数」も併せて公表することとしており、それに当たる取組として、以下のような例が見られる。

学部	区分	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率	合格者		満点
								最高点	最低点	
								平均点		
経済	公募推薦	10	14	14	12	12	1.2	-	-	-
	指定校A日程	67	201	200	200	199	1.0	-	-	-
	指定校B日程	15	28	28	28	27	1.0	-	-	-
	附属校推薦A日程	2	2	2	2	2	1.0	-	-	-
	推薦小計	94	245	244	242	240	1.0	-	-	-
	AOA日程		13/9	7	6	5	2.2	-	-	-
	AOB日程	10	2/2	2	1	1	2.0	-	-	-
	AOD日程		6/3	2	2	2	2.5	-	-	-
	卒業生子女(AO)	1	0	0	0	0	-	-	-	-
	AO小計	11	20/14	11	9	8	2.2	-	-	-
	センターⅠ期	40	296	295	180	38	1.6	243.0	143.2	300
	センターⅡ期	20	86	86	55	13	1.6	169.2	124.0	200
	センターⅢ期	15	37	37	15	9	2.5	86.0	75.0	100
一般A日程	80	169	163	99	39	1.7	153.6	102.5	200	
一般B日程	10	18	16	11	11	1.6	158.0	123.0	200	
一般C日程	20	62	58	20	12	3.1	131.3	105.1	200	

学科	区分	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	倍率	合格者		満点
								最高点	最低点	
								平均点		
経済学部合計	一般D日程	10	50	37	10	6	5.0	88.0	78.0	100
	センター一般小計	195	718	692	390	128	1.8	-	-	-
	留学生Ⅰ期	若干名	1	1	1	1	1.0	-	-	-
	留学生(別科推薦Ⅰ期)	若干名	0	0	0	0	-	-	-	-
	留学生Ⅱ期	若干名	2	2	2	2	1.0	-	-	-
	日本留学試験Ⅰ期	若干名	1	1	1	1	1.0	-	-	-
	特別入試小計	若干名	4	4	4	4	1.0	-	-	-
	経済学部合計	300	987	951	645	380	1.5	-	-	-

### 3 (1) 学生数等に関する公表事例②

○ 公立大学協会のガイドラインでは、「留年率」、「中退率」についても必要な情報を示すのが望ましいとしており、それに当たる取組として以下のような例が見られる。

各年度、学年別で退学者数を記載。

#### 4 学部・学科の退学者数

(表17)

学部	学科	2006年度					2007年度					2008年度				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
法学部	法律学科	8	5	9	25	47	13	9	12	17	51	19	10	12	9	50
	国際企業 関係法学科	2	1	1	2	6	3	3	0	7	13	8	2	2	6	18
	政治学科	3	3	4	12	22	5	1	3	15	24	4	3	0	4	11
計		13	9	14	39	75	21	13	15	39	88	31	15	14	19	79

学年別で留年者数を記載。

学部	学科	入定 学員	編入学 定員	収容 定員 (a)	在籍学生 総数 (b)	編入学 定数 (c)	留年率 (%)	在籍学生数								男女比率 男：女	備考
								1年次		2年次		3年次		4年次			
								学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)	学生数	留年者数 (内数)		
現代文化学部	宮崎文化学科	120	5	490	523	11	1.07	120	—	136	—	125	—	142	17	6:4	平成21年度学科改組により定員が10人減、編入学受入3年次(定員500人)
	地域文化政策学科	—	—	—	62	0	—	—	—	—	—	29	—	33	7	8:2	旧学科、平成21年度より募集停止(定員130人)
	メディアコミュニケーション学科	60	3	246	231	6	0.94	58	—	57	—	59	—	57	5	6:4	平成21年度学科改組により定員が4人減、編入学受入3年次(定員250人)
	社会臨床心理学科	60	5	250	279	7	1.12	75	—	61	—	75	—	68	3	5:5	平成21年度学科改組により定員が10人減、編入学受入3年次(定員260人)
	子ども発達教育学科	70	10	300	152	—	0.51	81	—	71	—	—	—	—	—	4:6	新学科、編入学受入3年次(定員140人)

### 3 (2) 学生の就職等の状況に関する公表事例

- 省令・通知では、就職者数その他の就職等の状況を公表することとしており、就職の状況については、働き方が多様な状況を踏まえることを求めている。
- 各大学の取組としては、就職者数のみを示している場合や、業種ごとの割合を示す例、自営や起業した者の数・内容、雇用形態(常勤、非常勤の別など)に関する情報をあわせて示す例が見られる。

○ 公立大学協会のガイドラインでは、業種ごとの割合、具体的な企業名などを示すこととしており、それに当たる取組として以下のような例がある。

就職先企業をすべて記載

学科別に就職者数を記載

#### 平成21年度就職先状況

産業分類	学群名	学類名	第一学群				第二学群				社会工 学類	
			人文学類	社会学類	自然科学類	比較文化 学類	人間学類	生物学類	日本語・ 日本文化 学類	生物資源 学類		
農業	企業名	カボク種苗株式会社			1(1)							
	学類名	全国農業協同組合連合会 神奈川本部 (JA全農かながわ)										
	企業名	全国農業協同組合連合会 岐阜本部 (JA全農岐阜)										
	学類名	三好アグリテック株式会社									1(1)	
	企業名	サリザ鹿見島ファーム										1
	小計				1(1)							2(1)
鉱業	企業名	JREMミネラル株式会社										
	小計											
	企業名	住友林業株式会社										1(1)
	学類名	株式会社 銭高組										
	企業名	大和ハウス工業株式会社				1(1)						

( )内は女子をうち数で示す

### 3 (3) 授業科目に関する公表事例

- 省令・通知では、授業科目、授業の内容、年間の授業の計画などを公表すること、教育課程の体系性を明らかにすることへの留意が示されている。
- 各大学の取組としては、シラバスを示す場合が多い。

○ 公立大学協会のガイドラインでは、4年を通じての科目配置や履修計画のモデルを示すこととしており、それに当たる取組として以下のような例がある。

I～IIIの学習目標に対し、それぞれの年次で履修可能な科目を記載。4年間全体のカリキュラム構成を示す。

材料工学科のカリキュラム構成 (2010年度)

学習目標	年次	1		2		3		4	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
I. 教養と社会性	a 数学・自然科学								
	b コミュニケーション								
	c 経理・環境・社会								
II. 材料の性質・機能	d 材料物理学								
	e 材料物性学								
	f 材料化学								
III. 目的指向性	g 材料製造工学								
	h 設計・点検								
	i 生産・販売								
その他		卒業研究④							
科目数 (OK)		8	8	7	10	10	10	6	4
単位数 (120)		8	8	14	22	26	24	12	8
卒業研究を含む年		3年次終了時点で卒業科目の必修科目を16単位以上取得し、かつ総取得単位数が100単位以上であること。							
主コース成立要件		必修科目26単位、選択必修科目26単位以上を含む64単位以上							

### 3 (4) 学修の成果に係る評価に当たっての基準に関する公表事例

- 省令・通知では、学修の成果の評価基準を公表することとされている。
- 各大学の取組としては、学則やシラバスに記載されている評価基準を示す場合や、試験やレポートなどの評価方法やその重点、評定ごとの割合を示す場合がある。

○ 私立大学連盟の報告書では、学修成果の評価に当たって、教員個人の成績評価の「偏り」がGPA等の全体的評価に影響を及ぼさないようにする工夫が求められると指摘しており、それに当たる取組として以下のような例がある。

区分	授業科目名	講義 題目数	履修 者数	評価 者数	秀 (%)	優 (%)	良 (%)	可 (%)	不可 (%)	無欠 (%)	GPA
7	獣医学部専門科目 実験動物学	1	43	43	7.0	44.2	37.2	9.3	2.3	0.0	2.44
8	獣医学部専門科目 獣医衛生学	1	38	38	10.5	44.7	31.6	13.2	0.0	0.0	2.53
9	獣医学部専門科目 獣医解剖学	1	41	41	2.4	7.3	58.5	19.5	12.2	0.0	1.66
10	獣医学部専門科目 獣医外科学	1	43	43	4.7	30.2	37.2	25.6	2.3	0.0	2.09
11	獣医学部専門科目 獣医外科学実習	1	42	42	7.1	47.6	40.5	4.8	0.0	0.0	2.57
12	獣医学部専門科目 獣医学概論	1	42	42	19.0	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.19

各評定が全体に占める割合を公表

### 3 (5) 授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関する公表事例

- 省令・通知では、授業料、入学料など大学が徴収する費用を公表することとしており、その際に宿舍に関する費用、教材購入費、施設利用料などの費用についても、できるだけ明らかにすることを求めている。
- 各大学の取組としては、授業料、入学料のほか、教材や実習にかかる費用、父母会費や交友会費などの諸会費を公表。

- 公立大学協会のガイドラインでは、学生生活にかかる費用の目安や、学費などの支払時期、納付方法を示すことも考えられるとしており、それに当たる取組として以下のような例がある。

**授業料、入学料その他の費用**

**資料請求**  
大学・学部等の案内や入試時期には募集要項の郵送を行っています。  
現在用意されている資料は、こちら(テレメール)

**入学料**

学部	17,000円
研究科	30,000円

※詳細は、各募集要項にて必ず御確認ください。

**入学料・授業料**

<入学料・授業料>  
詳細は、こちら

<授業料減免に関する情報>  
詳細は、こちら

**学生生活に必要な費用の目安**

家賃	平均5.25万円
収入	約7万円
支出	約6.5万円

※平成21年度学生生活実態調査報告書からの抜粋です。

**学生生活実態調査**  
首都大学東京学生委員会が、学生の生活実態を把握し福利厚生面での改善を図るために企画実施している調査です。

<平成21年度の調査概要>  
対象者 平成21年10月1日現在、首都大学東京に在籍する学部生及び大学院生  
調査方法 対象者から1/3を無作為に抽出し、郵送法で実施  
回収率 22.4%(抽出2,906人に対し、回収652人)

**入学料**

入学料は、入学手続きを行うときに納付していただきます。入学料の額は以下のとおりです。  
なお、入学料の改定があった場合には、改定後の入学料が適用となります。

**入学料(平成23年度入学費)**

	東京都の住民	それ以外の者
学部生	141,000円	282,000円
大学院生	141,000円	282,000円

※「東京都の住民」とは、本人又はその者の配偶者若しくは一親等の親族が、入学の日の1年前から引き続き東京都内に住所を有する者をいいます。  
この認定を受けるには「住民票記載事項証明書」等が必要です。

**授業料**

授業料は、前課・後課に分けて、それぞれ年額の2分の1を納入していただきます。授業料の額は以下のとおりです。なお、在学中に授業料の改定があった場合は、改定時から新授業料が適用されます。

**授業料(平成23年度)**

	年額	(前課)	(後課)
学部生	520,800円	(260,400円)	(260,400円)
大学院生 (法科大学院生を除く)	520,800円	(260,400円)	(260,400円)
法科大学院生	663,000円	(331,500円)	(331,500円)

※在学中に授業料の改定があった場合は、改定時から新授業料が適用されます。  
授業料の納入方法・納入時期について

授業料の納入方法は、原則として口座振替(引き落とし)になります。前課分は4月26日、後課分は10月26日に引き落としを行います(26日が土日祝日に当たる場合は、その直後の平日になります)。納入滞りを検知し、督促してもなお延滞が継続し、除目的対象となりますのでご注意ください(首都大学東京学則(第33条)等)。

**入学料減免制度**  
生活保護世帯および学費負担者が死亡または天災その他により重大な災害を受けて入学料の納入が困難な場合に、入学料を減免する制度があります。

**授業料減免制度**  
経済的理由等により授業料の納付が困難な場合に、授業料を減免する制度があります。  
詳細については学生課のHP をご覧ください。  
人物、学業ともに優れているが、経済的理由で修学困難な学生に対して、学費の援助を行う奨学金制度があります。  
詳細については学生課のHP をご覧ください。

### 3 (6) 学生が修得すべき知識・能力に関する情報の公表事例①

- 省令・通知では、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるとし、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかを明確にすることへの留意が示されている。
- 各大学では、教育研究上の目的の再掲、学位授与の方針、履修モデル、主要科目の特長の公表など、多様な取組がされている。

- 公立大学協会のガイドラインでは、教育課程の体系性との関係を踏まえ、どのような知識及び能力を身に付けることが期待されるかを、各大学で検討する必要性に留意し、学部等の教育研究上の目的に即し共通的に期待される内容を記載するように努めることとしており、それに当たる取組として以下のような例がある。

#### (1) 学部、学科等ごとの教育研究上の目的を再掲

**学生が修得すべき知識及び能力に関する情報**

**医学部**

- (1) 科学的根拠に基づいた医学・医療を行うための体系的な知識と確実な技術を身につける。
- (2) 不断前進する医学・医療を生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につける。
- (3) 常に相手の立場に立って物事を考え、人間として、医師・医学者として他を慮り、慈しむ心、即ち学是「仁」の心を涵養する。
- (4) チーム医療・研究を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- (5) 国際社会に役立ち、未来を切り開く人間性溢れる豊かな教養を培う。

#### (2) 学位授与の方針(ディプロマポリシー)を公表

**教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報**

● **学位授与方針(ディプロマポリシー)**

**学位授与方針(ディプロマポリシー)**

**【全学(学士課程)】**

<知識・理解>  
幅広い知識・教養に基づき学問の意義を理解し、自己を認識して、将来を構想できる。

<思考・判断>  
多角的視点を備え、自ら課題を抽出し、論理的・分析的に思考して、総合判断ができる。

<関心・意欲>  
地域社会及び国際社会に興味・関心を有し、異質性を認めることができる。

<態度>  
積極性、自律性及び行動力を身につけ、社会状況の変化に柔軟に対応でき、社会において協調し協働できる。

<技能・表現>  
他者と理解しあい、共生していく上に必要なコミュニケーション能力がある。

- **文学部(日本語日本文学科/英語英米文学科)**
- **環境共生学部(環境資源学科/居住環境学科/食健康学科)**
- **総合管理学科**